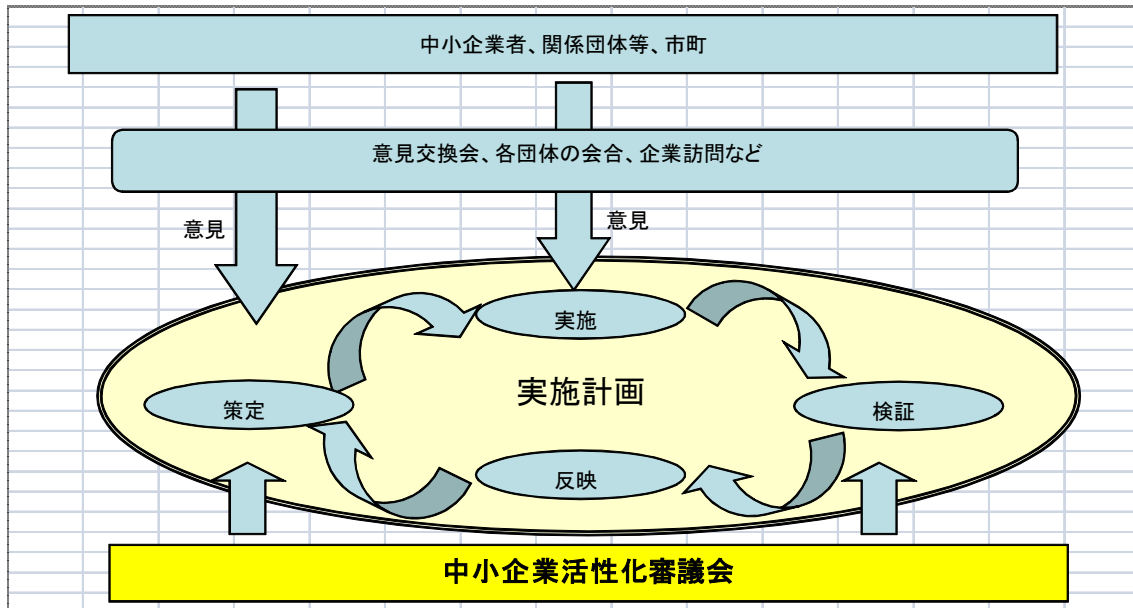


滋賀県中小企業活性化審議会の役割

- ①. 毎年度策定される実施計画の策定に関し、意見を述べる。
- ②. 毎年度の実施計画の検証に関し、意見を述べる。
- ③. ①、②の他、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関して調査審議
- ④. ①、②の他、中小企業の活性化に関し、知事に意見を述べるができる。



滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（抜粋）

（実施計画）

第 10 条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

（以下略）

（検証および施策への反映）

第 11 条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

（以下略）

（滋賀県中小企業活性化審議会）

第 16 条 第 1 項（略）

2 審議会は、第 10 条第 2 項および第 11 条第 2 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べるができる。